

公の施設

③ 博物館

【PT案及び考え方】

- ① 弥生文化博物館「廃止・他施設に集約化」
 - ・近つ飛鳥博物館への移転・集約化
 - ・展示物、資料等を厳選の上、移転。施設は売却
 - ・市への移管も検討
- ② 近つ飛鳥博物館「他施設との集約化」
 - ・他の博物館施設を集約化し、より一層のコスト縮減に努める
- ③ 近つ飛鳥風土記の丘「存続・運営の一層の効率化」
 - ・博物館と一体的に管理していく中で、一層のコスト縮減に努める
- ④ 泉北考古資料館「市へ移管又は移転・集約化」
 - ・まず堺市への移管を検討・協議
 - ・協議の結果、移管できない場合は、展示物、資料等を厳選の上、他の博物館へ移設。施設は撤去又は有効利用

【PT案を実施したら・・・】

歴史的由縁・現地性を無視した考え方で、受け入れ困難

博物館は、府民の貴重な教育財産（社教法9条）

- 各博物館は、重要史跡との一体化により、教育効果が一層発揮されるサイトミュージアム。
- 「そこに立ち」「見て」「触れて」実感し、日本・大阪の歴史を「身につける」。

廃止・統合

大阪が国内外に誇る「教育財産」が失われる！

各博物館は史跡と一体となって教育効果を発揮！切り離せない

弥生文化博物館

- ・国史跡「池上曽根遺跡」は、日本最大級の弥生時代の集落（発掘当時は日本一）
- ・「日本文化の源流」である稲作がもたらされた弥生時代を学ぶ、日本唯一の専門博物館
- ・歴史学習を始める小学6年生が多数利用
- ・敷地内に、集落の「墓域」が存在 ⇒売却不可

近つ飛鳥博物館

- ・国史跡「一須賀古墳群」は、日本有数の巨大群集墳（古墳時代後期：約250基）
- ・「一須賀古墳群」は、「古代国家形成」を支えた渡来人と関係の深い、日本を代表する史跡
- ・全国唯一の古墳時代の専門博物館
- ・スペース的に余裕がない。

泉北考古資料館

- ・「陶邑窯跡群」は、日本最大の須恵器生産地
- ・収蔵する重要文化財(2,585点)は、現地(陶邑窯跡群)公開が指定要件
- ・古墳時代から平安時代にわたる須恵器は、全国の出土品の時代決定の決め手となる「年代の物差し」

⇒10%のコスト縮減に努め、史跡と一体的な管理のもと府民利用に供し、後世に引継ぐ

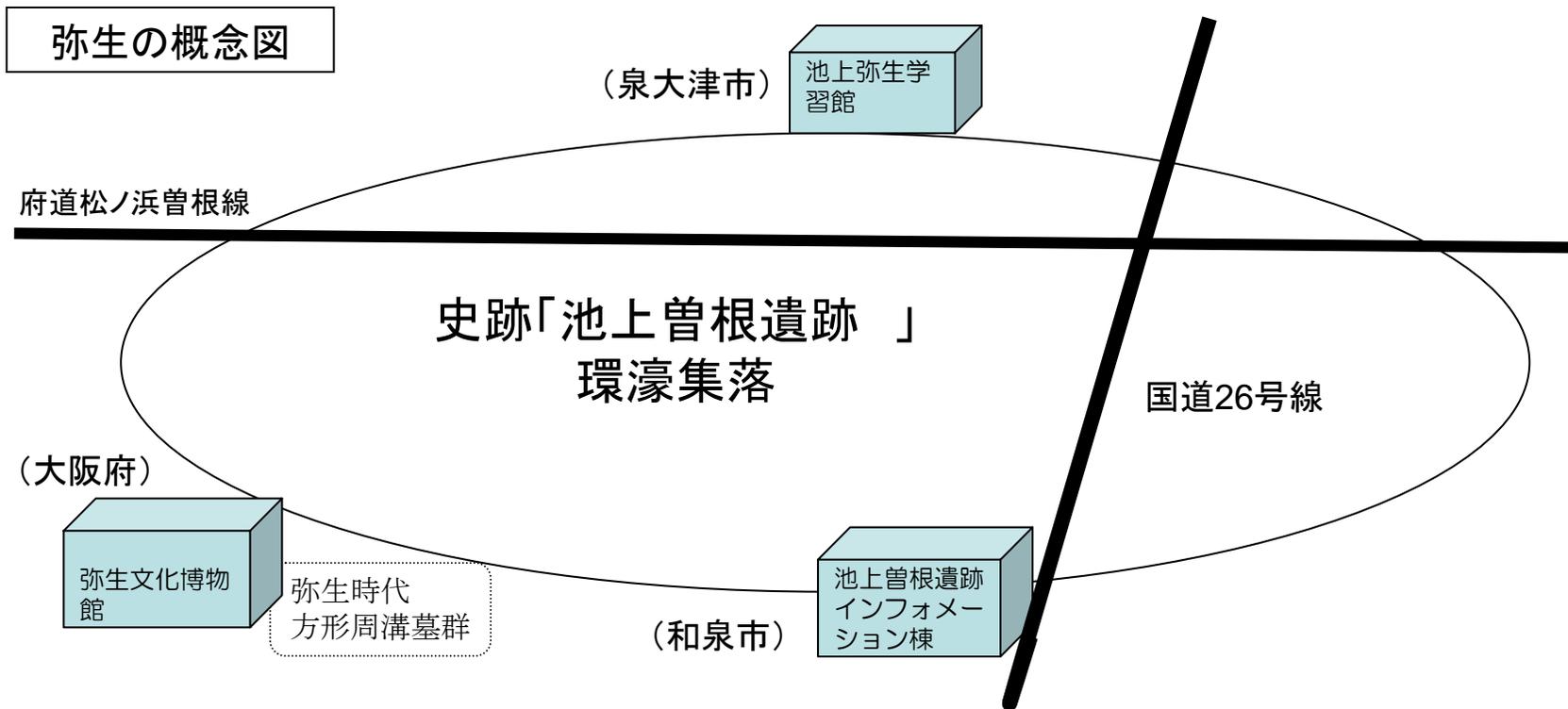
【関連データ等】

- 社会教育法第9条
「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする」
- 博物館法第2条
（社会教育のための機関）

H19年度入館者数

- 弥生文化博物館45,502人
*うち小中学生 18,257人（40%）
- 近つ飛鳥博物館99,170人
展示室入場者36,860人
*うち小中学生 8,170人（22%）
- 泉北考古資料館10,045人
*うち小中学生 2,672人（27%）

【公の施設】



- 「府は史跡の一体管理に基づく博物館運営」「市は史跡整備」との役割分担を約束。
- 弥生文化博物館は、「史跡池上曾根遺跡の遺跡博物館として史跡公園の一体的な利用を図る」と同時に、弥生時代の専門博物館として設置。
- 弥生時代は、環濠集落・水田耕作・鉄製武器の普及が始まる「日本文化の源流」
古墳時代は、初期ヤマト政権・渡来文化・古墳に代表される「古代国家形成の摇篮期」⇒時代背景が異なり、統合不可。
- 近つ飛鳥博物館には、収蔵・展示スペースとも、全く余裕なし。
- 弥生博物館敷地には、弥生時代の方形周溝墓があり、売却の際には、発掘調査が必要となり、史跡の追加指定がされる。⇒売却不可

※ 文化財保護関係

【PT案及び考え方】

- ・文化財の調査・指定・保護措置の支援
- ・開発等にかかる埋蔵文化財関係の事務処理
- ・民家集落博物館の運営補助、大阪人権博物館の運営補助 等

廃止もしくは概ね40%の削減

【文化財とは】

歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた先人の優れた遺産であり、国民共有の財産。しかし保護しなければ失われてしまう。現在に生きる我々には、永く保護・伝承していく義務がある。

【PT案を実施したら・・・】

- ①観光活用振興事業・・・観光資源となる国宝・重要文化財等の修復補助
 - ・事業継続中であり、債務負担と同じ (201,663万円)
 - ⇒修復が滞り、文化財の保存に多大な影響。府民への公開もできなくなる。
- ②指定文化財保存事業・・・府指定文化財等の修復・維持管理 (201,395万円)
 - ・修復が滞り、文化財が失われていく
- ③民俗芸能緊急調査・・・3カ年の国庫補助事業の最終年度 (20200万円)
 - ・成果がまとめられず、これまでの蓄積がらいに。府民への公開もできなくなる。
- ④(財)文楽協会への補助・・・文楽技芸員育成の助成 (203,631万円)
 - ・後継者育成が困難に。「府民が育てた世界遺産」を守っていくべき。
- ⑤民家集落博物館の運営補助・・・運営費、重要文化財民家の修理事業(201,571万円)
 - ・運営費補助は維持管理経費であり▲40%は不可⇒▲10%
 - ・修理事業は、関西財界から寄附を受けたH28年度までの継続事業⇒21年度廃止は不可。
- ⑥大阪人権博物館の運営補助・・・府民に対する人権教育・啓発 (2014,931万円)
 - ・事業費▲100%⇒資料収集等が不可能
 - ・管理費▲20%⇒運転資金ショート

⇒ 全体で10%のコスト削減をする。

○関係法令

- ・文化財保護法
- 第2条（文化財とは）
- 第3条（地方公共団体の任務）

○府内の文化財指定等の状況

- ・国指定 772件（全国5位）
- ・国登録 442件（全国1位）
- ・府指定 464件

○文化財観光活用事業

H19年度からの継続事業

- ・貝塚市願泉寺本堂他
- ・岬町船守神社本殿
- ・高槻市普門寺方丈等
- ・堺市法道寺十六羅漢像

○民家集落博物館

- ・重文 4棟
- （うち1棟はH20修理完了）
- ・府指定 5棟

出資法人

【出資法人】

- 【PT案及び考え方】
- ① 大阪国際児童文学館 「廃止（21年度）」
 - ② 大阪府スポーツ・教育振興財団 「自立化（21年度）」
・給食部門は市町村主体の運営として自立化、なみはやドームの指定管理からの撤退
 - ③ 大阪府文化財センター 「存続」・・・発掘事業については、市場化テストを導入
 - ④ 大阪体育協会 「存続」・・・自主財源の確保と運営補助金の抑制

【PT案の実施に対して・・・】

- ① 大阪国際児童文学館（別記）
- ② 大阪府スポーツ・教育振興財団

「給食の物資供給」や「なみはやドームの運営」に混乱を与えないように自立化を検討

- ・給食部門の自立化に向け、市町村等との調整をすすめる。
- ・スポーツ部門の撤退に向け、スポーツ振興事業の実施手法の検討、民間事業者等との調整、諸条件の整備をすすめる。

- ③ 大阪府文化財センター

国において「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方」が検討されているところであり、その結果を踏まえ、市場化テストの可否を検討

- ・発掘調査は、遺跡ごとに状況（深さや遺跡の重複度等）が異なり、一定の調査水準を確保する必要があることや、遺跡の重要性の判断など、常に行政の関与・監理が必要。
- ・文化財センターは全国に先駆けて、発掘調査に伴う土木工事や測量について民間組織を導入し、国基準を上回る作業効率で発掘調査を実施。

- ④ 大阪体育協会

自主財源の確保と運営補助金の抑制に向け、検討

- ・大阪府を代表して国体に派遣する選手の旅費や合宿費等において、選手の自己負担が大幅に増加。
- ・運営費の大幅な抑制は、府内の小学生等が参加するスポーツ少年団の指導者養成や国内外との交流活動に支障。

スポーツ・教育振興財団

給食部門

給食物資の安全・安心・低廉価格での供給
対象者数 529,648人（H18年度）
対象物資 小麦（パン）、米、牛乳など

スポーツ部門

門真スポーツセンターの運営管理
利用者数 537,571人（H18年度）
内 スポーツ教室：3,250人
スポーツ情報コーナー：50,390人

文化財センターにおける発掘調査

- ・発掘調査の外注割合
H18実績：調査費の約70%（土木、測量）
- ・発掘調査掘削量（国基準 2,000 m³/人年）
H18実績：2,407 m³/人年

大阪体育協会

主な事業の参加者数（H18年度）

スポーツ少年団
815団体（約2万6千人）
国体本大会への代表派遣 約 900人
国体予選会参加者 約 1万6千人
府民体育大会参加者 約 2万7千人